Ⅴ．固定資産の減損

１．減損を認識した固定資産に関する事項

１　電話加入権

①　用途：通信用、種類：電話加入権、場所：奈良県奈良市、帳簿価額（減損前）：276,000円

②　減損の認識に至った経緯：資産が遊休状態になり、将来の使用見込みが明らかでないため、減損を認識した。

③　減損額：損益外処理額　電話加入権　207,000円

④　相続税評価額から算定した正味売却価額を、回収可能サービス価額としている。

２．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要　（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿価額
自然環境教育センター奥吉野実習林	土地	奈良県五條市大塔町清水	25,650,000

⑵　認められた減損の兆候の概要

奥吉野実習林については、平成23年９月の台風12号により被災し、使用を休止している状態である。

⑶　減損会計基準「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

自然環境教育センター奥吉野実習林については平成23年９月の台風12号により被災し、一時的な遊休状態となっているが、国による復旧工事が行われており工事終了後、使用することが予定されていることから、減損を認識していない。

なお、宿泊施設及び教育研究棟は、被災後に使用を休止していたが、平成23年度末には周辺道路の復旧工事が終了して使用可能な状態となっており、平成24年度からは利用を予定している。

Ⅵ．金融商品の時価等に関する事項

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債に限定している。なお、借入による資金調達は行っていない。

また、未収学生納付金収入については、債権管理事務取扱要領に沿ってリスク管理を行っている。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価	差額
⑴　現金及び預金	662,274,068	662,274,068	—
⑵　未払金及び長期未払金	(457,676,231)	(458,079,675)	403,444

（※１）負債に計上されているものについては、(　) で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　未払金及び長期未払金

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。また、リース債務（短期・長期）については、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

Ⅶ．賃貸等不動産に関する事項

当法人は、本学近隣に学生寮を有している。この賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。　（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,013,612,454	△　26,289,782	987,322,672	962,218,114

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注２）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

減価償却による減少　26,289,782円

（注３）当期末の時価は、路線価による相続税評価額及び建設工事費デフレーターに基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

また、賃貸等不動産に関する平成23年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりである。

（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他
10,373,000	(23,421,762) 28,819,374	—

(注)　賃貸費用に含まれる損益外減価償却相当額については、(　) に内数で示している。

Ⅷ．資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務の概要

石綿障害予防規則に基づくアスベストの処理義務である。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を残存耐用年数に基づき見積り、割引率は期間に応じた長期国債利回りを使用している。

⑶　資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,177,651円
時の経過による調整額	88,357円
期末残高	4,266,008円

⑷　貸借対照表に計上していない資産除去債務の概要、債務を合理的に見積もることができない理由

教育・研究の観点から、除去する場合には放射線廃棄物として処理処分することが義務づけられている固定資産を有しているが、現時点では解体措置などの処理処分に関する技術及び処理処分方法を規定する法令等が一部未整備の状況であるため、これら固定資産については、費用を見積もることができず、これに係る資産除去債務を計上していない。